

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市情報公開審査会
会長 川崎 裕子

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服
申立てについて（答申）

平成 19 年 6 月 7 日付け大総務公第 e-43 号等別表 1 から 9 までの(あ)欄に記載の各諮問書により諮問のありました 9 件について、一括して次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市消防長（以下「実施機関 1」という。）、大阪市水道局長（以下「実施機関 2」という。）及び大阪市長（以下「実施機関 3」という。）が行った別表 1 から 6 まで、8 及び 9 の(い)欄に記載の不存在による非公開の各決定については、これを取消し、別表 10 に掲げる文書を対象文書として特定した上で、公開等決定を行うべきである。

なお、別表 7 の(い)欄に記載の決定は妥当である。

第 2 不服申立てに至る経過

1 公開請求

不服申立人は、平成 19 年 3 月 15 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関 1、2 及び 3（以下「各実施機関」という。）に対し、「大阪市の財産（土地・建物）を売却した年度別個別金額及び使途明細 自平成 13 年度至平成 18 年（12 月迄）（売却代金が土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の事業費に充当されるものを除く。）」の公開請求を行った。

2 公開請求に対する決定

各実施機関は、前記の公開請求のうち「大阪市の財産（土地・建物）を売却した年度別個別金額 自平成 13 年度至平成 18 年（12 月迄）（売却代金が土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の事業費に充当されるものを除く。）」については、別表 11 のとおり、公開等決定を行った。

他方、「大阪市の財産（土地・建物）を売却した年度別使途明細 自平成 13 年度至平成 18 年（12 月迄）（売却代金が土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の事業費に充当されるものを除く。）」（以下「本件請求」という。）については、実施機関 1 及び 3 は、本件請求に係る公文書（以下「本件文書」という。）を保有していない理由を別表 1 及び 3 から 9 までの(え)欄のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、同表の(い)欄に記載の不存在による非公開の各決定を行った。

また、実施機関2は、本件請求について、別表12のとおり公開決定を行うとともに、別表2の(イ)欄に記載の不存在による非公開の決定を行った。

3 審査請求及び異議申立て

不服申立人は、平成19年4月25日、各実施機関が行った別表1から9までの(イ)欄に記載の不存在による非公開の各決定(以下「本件各決定」という。)を不服として、大阪市長に対して、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条第1項第1号に基づく審査請求及び同法第6条第1号に基づく異議申立てを行った。

第3 各実施機関の主張

各実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 市有財産の売却に係る手続等の概要

本市においては、土地面積及び建物延床面積が100平方メートル以上の不動産(以下「100平方メートル以上の財産」という。)の売却にあたっては、公有財産の高度利用その他の総合的かつ効率的な運用を図る観点から、大阪市財産運用委員会規程(昭和44年達第6号)により設置されている財産運用委員会での審議が必要とされている。同委員会では、各所管局が決定した処分方針に基づいた議案により審議を行っており、財産運用委員会において承認されたものについては、各所管局から契約管財局に対して文書で売却手続依頼(契約管財局所管財産を売却する場合は不要)があり、それを受けて契約管財局で売払処分を行っているものである。

他方、100平方メートル未満の財産(過小地(地形狭長不整形等で独立して一宅地を形成しない土地)を含む。)については、財産運用委員会の審議を必要とせず、各所管局から契約管財局に対して文書で売却手続依頼(契約管財局所管財産を売却する場合は不要)があり、契約管財局で売払処分を行っているものである。

このほか、水道局所管の財産のうち、大阪市財産運用委員会運営要綱第2条第1項ただし書に該当するものについても、財産委員会の審議は必要でない。なお、水道局では、100平方メートル以上の財産の売却にあたり財産運用委員会において承認されたもの、並びに100平方メートル未満の財産及び大阪市財産運用委員会運営要綱第2条第1項ただし書に該当するものについては、自局で売払処分を行っている。

また、港湾局所管の財産のうち埋立地については、大阪市埋立地分譲委員会規程(昭和57年達第10号)により設置されている埋立地分譲委員会での審議が必要とされており、港湾局が決定した処分方針に基づいた議案により審議を行っている。なお、港湾局では、100平方メートル以上の財産の売却にあたり財産運用委員会において承認されたもの、並びに100平方メートル未満の財産及び埋立地分譲委員会において承認されたものについては、自局で売払処分を行っている。

2 本件文書について

本件文書とは、「大阪市の財産(土地・建物)を売却した年度別用途明細 自平成13年度 至平成18年(12月迄)(売却代金が土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の事業費に充当されるものを除く。)」であり、各実施機関においては、「財産の売却代金が、いかなる経費に充当されたか等の金額及び内訳を示

す資料」であると判断した。しかし、本市財産を売却した際の売却代金については、用途を特定しない一般財源であると解釈されているため、個々の物件ごとの売却代金が、どのように使われているかまでは特定していない。

したがって、市有財産を売却した際の売却代金の用途明細に関する公文書は存在しないため、請求日時点において、職務上作成又は取得しておらず、条例第2条第2項に規定する「公文書」は不存在であることを理由に、非公開としたものである。

なお、水道局においては、本件請求に対して、別表12の公開決定を行っていることから、公開した別表12の(イ)欄に記載の文書を除いて、本件文書は不存在であることを理由に、非公開としたものである。

3 不服申立人の主張について

審査請求書及び異議申立書の中で、不服申立人は「市民の税金で土地取得又は建物を構築した物件を売却する場合は、一人で決定する訳ではなく、会議等で決定しているはずであり、議事録等の公文書はあるはずだ。」と主張されている。

前記1に記述のとおり、本市財産の売却にあたっては、各所管局で処分方針を決定するとともに、100平方メートル以上の財産の売却については財産運用委員会における審議が必要であり、同委員会では各所管局が決定した処分方針に基づいた議案により審議を行い、承認している。また、100平方メートル未満の財産（過小地（地形狭長不整形等で独立して一宅地を形成しない土地）を含む。）については、財産運用委員会の審議を必要とせず、個々の決裁において意思決定を行っている。

さらに、前記1に記述のとおり、水道局においては、大阪市財産運用委員会運営要綱第2条第1項ただし書に該当するものは、個々の決裁において意思決定を行っており、また、港湾局所管の埋立地については、埋立地分譲委員会において審議を行い、承認されたものについて個々の決裁で意思決定を行っている。

したがって、財産運用委員会及び埋立地分譲委員会において審議が行われた議事録等の公文書は、各実施機関において保有しているが、前記2において述べたとおり、本件請求の趣旨は、「財産の売却代金が、いかなる経費に充当されたか等の金額及び内訳を示す資料」であることから、当該議事録等は本件対象文書に該当しないものと思料し、本件決定を行ったところである。

第4 不服申立人の主張

不服申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求及び異議申立ての趣旨

市民の税金で土地取得又は、建物を構築した物件を売却する場合は、当然一人で決定する訳ではない。会議等で決定しているはずであり、議事録も作成されていないなければならない。

無計画に売却するようなことはないはずであり、少なくとも、りん議書はあるはずである。

したがって、公文書はあるはずである。

2 審査請求及び異議申立ての理由

市民の税金で購入した物件を何らかの事由で売却する場合は、その原因と結果

については、明らかにしたうえ、売却代金の使途についても説明責任がある。

水道局については、水道事業に必要とする土地及び建物を必要としなくなったからか、あるいは、何らかの事由の為に売却したはずである。ただ単に思いっくままに、市民の財産を勝手に処分することは許されるはずもなく、説明責任は果たさないし、その資料もないでは何の為に情報公開制度があるのか。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

各実施機関は、本件文書について、不存在を理由に本件各決定を行ったのに対し、不服申立人は、本件文書は存在するはずであり、本件各決定を取消し、本件文書を公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件不服申立てにおける争点は、本件文書の不存在を理由とした非公開決定の妥当性である。

3 本件文書の存否について

(1) 各実施機関によれば、本件文書とは、「財産の売却代金が、いかなる経費に充当されたか等の金額及び内訳を示す資料」とであると判断したとのことである。

また、各実施機関は、本市財産を売却した際の売却代金については、使途を特定しない一般財源であると解釈されているため、個々の物件ごとの売却代金がどのように使われているかまでは特定していないため、市有財産を売却した際の売却代金の使途明細に関する公文書は存在しないと主張している。

(2) 売却代金の使途明細に関する公文書は存在しないと各実施機関の主張に対して、不服申立人は、市民の税金で取得した土地や構築した建物を売却する場合は、一人で決定するわけではなく、会議等で決定しているはずであり、また、無計画に売却するようなことはないはずであるから、議事録やりん議書は作成されているはずであると述べている。

(3) そこで、当審査会において、地方公共団体の財務会計制度について確認したところ、地方自治法第208条第2項では、「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これを充てなければならない。」と規定しており、同法第210条では、「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。」と規定している。

したがって、これらの規定によれば、地方公共団体には、一会計年度における一切の収入である歳入をもって、その年度における一切の支出である歳出に充てること、及び、予算には歳入歳出を混交することなく、収入、支出ともその予定額の金額を、それぞれ歳入予算、歳出予算に計上することは義務付けられているが、予算決算において個々の収入の使途明細や個々の支出の財源を決定し示すことは、一般には義務付けられていないと認められる。

(4) ところで、地方自治法第211条第2項では、「普通地方公共団体の長は、予算を議会に提出するときは、政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない。」と規定しており、これを受けて同法施行令第144条では、第1項で予算に関する説明書の種類を定めるとともに、第2項でこれらの書類の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならないと規定している。

そこで、総務省令である地方自治法施行規則で定める様式を確認したところ、予算に関する説明書である歳入歳出予算事項別明細書等には、款項目別の支出額に対する財源内訳を記載する欄が設けられていること、及びこの財源内訳は、特定財源と一般財源に区分され、特定財源はさらに国(都道府県)支出金、地方債及びその他に区分されていることが認められた。

(5) このため、各実施機関に対して、本件請求に係る財産売却代金の歳入歳出予算事項別明細書等への記載について確認したところ、売却代金は、金額を予算計上したいずれの年度の歳入歳出予算事項別明細書においても、特定財源の一つとして、「財産売却代」などの項目に記載されていたことが認められた。

さらに、決算の書類について、地方自治法施行規則が定める様式を確認したところ、歳入歳出決算事項別明細書等に財源内訳を記入する欄は認められなかったが、各実施機関によれば、決算においても、予算に関する歳入歳出予算事項別明細書等とおおむね同じ様式により、款項目別の支出額に対する財源内訳を記載した書類を公文書として作成しているとのことであった。

そこで、各実施機関に、本件請求に係る平成13年度から平成18年12月までの間に売却した土地及び建物の代金が、特定財源の「財産売却代」等の項目に記載されている決算の書類の提出を求めたところ、別表10のとおりであった。

なお、平成18年度に財産を売却した代金を計上した決算の書類は、公開請求日時点においては、作成していなかったとのことであった。

また、当審査会が確認したところ、各実施機関は、公文書としては、別表10の書類よりも詳しく財源を記載した書類は作成していないとのことであった。

(6) 当審査会において、各実施機関から提出されたこれらの文書を確認したところ、財産を売却した代金がいかなる事業の経費に充当されたのかを示しており、本件請求に係る文書であると認められることから、本件文書は不存在であるとした各実施機関の本件決定は、妥当でないと認められる。

したがって、各実施機関は、本件請求に対して行った別表1から6まで、8及び9の(イ)欄に記載の不存在による非公開決定を取消し、別表10の文書を本件文書として特定したうえで、改めて公開等決定を行うべきである。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 川崎裕子、委員 大野潤、委員 野呂充、委員 木下智史

別表1 「使途明細」の請求に対して、実施機関1（大阪市消防長）が行った不在による非公開決定について

(あ)	諮問	平成19年6月7日付け大総務公第e-43号 (平成19年度 諮問受理第2号)
(い)	決定	平成19年3月29日付け大消総第1096号による不在による非公開決定
(う)	公開請求書に記載された公文書の件名又は内容	大阪市の財産（土地・建物）を売却した年度別個別金額及、使途明細自平成13年度 至平成18年度（12月迄） 〔売却代金が土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の事業費に充当されるものを除く〕
(え)	公開請求に係る公文書を保有していない理由	使途明細に係る書類については、作成又は取得しておらず、実際に存在しないため
(お)	担当	消防局施設課
(か)	審査請求年月日	平成19年4月25日

別表2 「使途明細」の請求に対して、実施機関2（大阪市水道局長）が行った不在による非公開決定について

(あ)	諮問	平成19年6月7日付け大総務公第e-46号 (平成19年度 諮問受理3号)
(い)	決定	平成19年3月29日付け大水総総第245号による不在による非公開決定
(う)	公開請求書に記載された公文書の件名又は内容	大阪市の財産（土地・建物）を売却した年度別個別金額の使途明細自平成13年度至平成18年（12月迄） 〔売却代金が土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の事業費に充当されるものを除く〕 ただし、平成19年3月29日付け大水総総第244号による公開決定による公開文書を除く。
(え)	公開請求に係る公文書を保有していない理由	請求にかかる使途を明記した公文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。
(お)	担当	水道局総務部経理担当
(か)	審査請求年月日	平成19年4月25日

別表3 「使途明細」の請求に対して、実施機関3（大阪市長）が行った不存在による非公開決定（財政局関係）について

(あ)	諮問	平成19年5月30日付け大契第5269号(平成19年度 諮問受理第4号)
(い)	決定	平成19年3月29日付け大財第80397号による不存在による非公開決定
(う)	公開請求書に記載された公文書の件名又は内容	大阪市の財産（土地・建物）を売却した年度別使途明細 自平成13年度 至平成18年（12月迄） 〔売却代金が土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の事業費に充当されるものを除く〕
(え)	公開請求に係る公文書を保有していない理由	請求にかかる使途明細については、公文書を作成又は取得しておらず、実際に存在していないため。
(お)	担当	財政局契約監理部管財課
(か)	異議申立て年月日	平成19年4月25日

別表4 「使途明細」の請求に対して、実施機関3（大阪市長）が行った不存在による非公開決定（計画調整局関係）について

(あ)	諮問	平成19年6月8日付け大計第314号（平成19年度 諮問受理第5号）
(い)	決定	平成19年3月29日付け大計第2028号による不存在による非公開決定
(う)	公開請求書に記載された公文書の件名又は内容	大阪市の財産（土地・建物）を売却した年度別使途明細 自平成13年度 至平成18年（12月迄） 〔売却代金が土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の事業費に充当されるものを除く〕
(え)	公開請求に係る公文書を保有していない理由	使途の特定ができる公文書については、作成又は取得しておらず、保有していないため。
(お)	担当	計画調整局開発企画部開発企画課
(か)	異議申立て年月日	平成19年4月25日

別表5 「使途明細」の請求に対して、実施機関3（大阪市長）が行った不存在による非公開決定（健康福祉局関係）について

(あ)	諮問	平成19年6月15日付け大健福第1117号 (平成19年度 諮問受理第6号)
(い)	決定	平成19年3月29日付け大健福第6679号による不存在による非公開決定
(う)	公開請求書に記載された公文書の件名又は内容	大阪市の財産（土地・建物）を売却した使途明細 自平成13年度至平成18年度（12月迄） 〔売却代金が土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の事業費に充当されるものを除く〕
(え)	公開請求に係る公文書を保有していない理由	使途の特定ができる公文書については、作成又は取得しておらず、保有していないため。
(お)	担当	健康福祉局総務部運営企画課（管財担当）
(か)	異議申立て年月日	平成19年4月25日

別表6 「使途明細」の請求に対して、実施機関3（大阪市長）が行った不存在による非公開決定（経済局関係）について

(あ)	諮問	平成19年5月25日付け大経済第54号 (平成19年度 諮問受理第7号)
(い)	決定	平成19年3月29日付け大経済第1392号による不存在による非公開決定
(う)	公開請求書に記載された公文書の件名又は内容	大阪市の財産（土地、建物）を売却した使途明細 自平成13年度至平成18年（12月迄） 〔売却代金が土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の事業費に充当されるものを除く〕
(え)	公開請求に係る公文書を保有していない理由	本請求に係る文書については、特定の財源に充当していないことから公文書を作成又は取得していないため。
(お)	担当	経済局庶務課
(か)	異議申立て年月日	平成19年4月25日

別表7 「使途明細」の請求に対して、実施機関3（大阪市長）が行った不存在による非公開決定（環境事業局関係）について

(あ)	諮問	平成19年6月5日付け大環境企第152号 (平成19年度 諮問受理第8号)
(い)	決定	平成19年3月29日付け大環事第1994号による不存在による非公開決定
(う)	公開請求書に記載された公文書の件名又は内容	大阪市の財産（土地、建物）を売却した年度別使途明細 自平成13年度至平成18年（12月迄） 〔売却代金が土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の事業費に充当されるものを除く〕
(え)	公開請求に係る公文書を保有していない理由	請求にかかる使途を明記した公文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しないため
(お)	担当	環境事業局庶務課
(か)	異議申立て年月日	平成19年4月25日

別表8 「用途明細」の請求に対して、実施機関3（大阪市長）が行った不存在による非公開決定（住宅局関係）について

(あ)	諮問	平成19年7月18日付け大都整総第73号 (平成19年度 諮問受理第9号)
(い)	決定	平成19年3月29日付け大住宅第1836号による不存在による非公開決定
(う)	公開請求書に記載された公文書の件名又は内容	大阪市の財産（土地、建物）を売却した年度別個別用途明細 自平成13年度至平成18年（12月迄）
(え)	公開請求に係る公文書を保有していない理由	上記請求の個別用途明細に係る公文書を作成、取得しておらず、存在しないため。
(お)	担当	住宅局管理部庶務課
(か)	異議申立て年月日	平成19年4月25日

別表9 「用途明細」の請求に対して、実施機関3（大阪市長）が行った不存在による非公開決定（港湾局関係）について

(あ)	諮問	平成19年6月13日付け大港湾第523号 (平成19年度 諮問受理第10号)
(い)	決定	平成19年3月29日付け大港湾庶第2950号による不存在による非公開決定
(う)	公開請求書に記載された公文書の件名又は内容	大阪市の財産（土地、建物）を売却した金額の用途明細
(え)	公開請求に係る公文書を保有していない理由	大阪市の財産（土地、建物）を売却した金額の用途明細については、港湾局において公文書を作成又は取得しておらず、存在していないため。
(お)	担当	港湾局経営管理部庶務課
(か)	異議申立て年月日	平成19年4月25日

別表 10 「使途明細」の請求に対して、各実施機関が特定すべき文書

- 平成 13 年度から平成 18 年 12 月までの間に売却した土地及び建物の代金が、特定財源の「財産売却代」等の項目に記載されている決算の書類

実施機関名	担 当	公文書の件名
消防長	消防局	財源表（平成 15 年度 一般会計（第 2 部））
		財源表（平成 16 年度 一般会計（第 2 部））
		財源表（平成 17 年度 一般会計（第 2 部））
水道局長	水道局	財源充当表（平成 16 年度）
大阪市長	財政局	決算財源表（平成 13 年度 一般会計（第 2 部））
		決算財源表（平成 14 年度 一般会計（第 2 部））
		決算財源表（平成 15 年度 一般会計（第 2 部））
		決算財源表（平成 16 年度 一般会計（第 2 部））
		決算財源表（平成 17 年度 一般会計（第 2 部））
	計画調整局	決算財源表（平成 16 年度 土地先行取得事業会計）
		決算財源表（平成 17 年度 土地先行取得事業会計）
	健康福祉局	決算財源表（平成 17 年度 一般会計（第 2 部））
	経済局	決算財源表（平成 17 年度 一般会計（第 2 部））
	住宅局	決算財源表（平成 15 年度 一般会計）
		決算財源表（平成 16 年度 一般会計）
		決算財源表（平成 17 年度 一般会計）
	港湾局	決算財源表（平成 13 年度 一般会計（第 2 部））
		決算財源表（平成 13 年度 港営事業会計）
		決算財源表（平成 14 年度 港営事業会計）
		決算財源表（平成 15 年度 港営事業会計）
		決算財源表（平成 16 年度 港営事業会計）
決算財源表（平成 17 年度 一般会計（第 2 部））		
決算財源表（平成 17 年度 港営事業会計）		

別表 11 「年度別個別金額」の請求に対して、各実施機関が行った公開等決定

実施機関名	担 当	決 定
消防長	消防局	平成 19 年 3 月 29 日付け大消総第 1095 号による公開決定
水道局長	水道局	平成 19 年 3 月 29 日付け大水総総第 243 号による部分公開決定
大阪市長	財政局	平成 19 年 3 月 29 日付け大財第 80396 号による公開決定
	計画調整局	平成 19 年 3 月 29 日付け大計第 2027 号による公開決定
	健康福祉局	平成 19 年 3 月 29 日付け大健福第 6678 号による公開決定
	経済局	平成 19 年 3 月 29 日付け大経済第 1391 号による公開決定
	環境事業局	平成 19 年 3 月 29 日付け大環事第 1993 号による公開決定
	住宅局	平成 19 年 3 月 29 日付け大住整第 83 号による公開決定 平成 19 年 3 月 29 日付け大住住計第 56 号による公開決定
	港湾局	平成 19 年 3 月 29 日付け大港湾庶第 2949 号による部分公開決定

別表 12 「使途明細」の請求に対して、実施機関 2（大阪市水道局長）が行った公開決定

(あ)	決定	平成 19 年 3 月 29 日付け大水総総第 244 号による公開決定
(い)	公文書の件名	平成 16 年度利益剰余金処分について
(う)	担当	水道局総務部経理担当